平成 25 年５月 27 日

各　　位

会 社 名　第一稀元素化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　井上　剛
（コード番号４０８２　東証第二部）
問合せ先　総務部長　水野　貴雄
TEL.（０６）６６８２－１２６１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年６月 26 日開催予定の第５７回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更理由

（１）今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

（２）社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を可能にし、また社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。なお、変更案第 31 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

（３）上記条文の新設に伴い、条数ならびに号数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（５）（記載省略） （新設） （新設） （新設） （６）前各号に付帯関連する一切の事業 （新設）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（５）（現行どおり） （６）売電事業 （７）不動産賃貸事業 （８）倉庫業および倉庫管理業務 （９）（現行どおり） （社外取締役との責任限定契約） 第３１条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法４２３条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第３１条～第４０条　（記載省略）	第３２条～第４１条　（現行どおり）
（新設）	(社外監査役との責任限定契約) 第４２条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第４２３条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第４１条～第４８条　（記載省略）	第４３条～第５０条　（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 25 年６月 26 日（水）

定款変更の効力発生日　平成 25 年６月 26 日（水）

以上